

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第31条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第33条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第48条第1項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条第2項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第30条第1項」を「第30条第3項」に、「第35条」を「第35条第1項」に、「第47条第2項」を「同条第2項」に改める。

第59条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする」に改める。

第68条中「第73条」を「第73条第1項」に改める。

第69条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第71条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第72条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を

定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第73条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第76条第2項第4号中「第74条第2項」を「次条において準用する第35条の2第2項」に改める。

第77条中「第36条、第37条第1項」を「第33条の2、第35条の2から第37条（第2項を除く。）まで」に、「第40条」を「第40条の2」に改める。

第86条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第90条中「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第91条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第93条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第94条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「及び第74条から第76条まで」を「、第75条及び第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第94条の5中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第109条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第109条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削る。

第122条中「第34条」を「第33条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第148条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第148条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第148条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第157条第2項第4号中「第74条第2項」を「第35条の2第2項」に改める。

第158条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第158条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削る。

第162条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第163条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第169条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受

けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第171条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第171条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第182条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第183条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第183条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス省令第196条の3に規定する当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第184条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第184条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第189条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第189条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第193条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第193条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第193条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテ

レビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第193条の12及び第193条の20中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第195条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第199条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の4第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改め、同条第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第200条の11中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条の22中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第201条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第209条第1項中「第36条から」を「第33条の2、第35条の2から」に、「第60条まで」を「第61条まで」に改め、「第71条まで」の次に「、第75条」を、「第82条」の次に「、第87条から第

89条まで」を加え、「第93条の」を「第91条から第93条までの」に、「第209条第2項から第5項まで」を「第209条第1項」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第209条第1項において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第89条第2号中「介護給付費又は特別介護給付費」とあるのは「特別介護給付費」と、第93条第1項中」に改め、同条第2項中「第61条、第74条、第75条、」を削り、「から第89条まで、第91条及び第92条」を「及び第86条」に改め、「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第87条第4項」及び「、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第61条、第74条、第75条、」、「、第87条から第89条まで、第91条、第92条」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第9項及び第10項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第18項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第33条の2（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条第3項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第122条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第72条第2項及び第91条第2項（第94条の5、第109条、第109条の4、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11、第200条の22及び第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条の2第3項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第35条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。